

福岡労働局 0428 第 1 号
令和 3 年 4 月 2 8 日

公益社団法人福岡県看護協会会長殿

福岡労働局長



働く女性の母性健康管理に関する周知について(協力依頼)

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置(以下「母健措置」という。)の関係では、これまで周知等に御協力いただいていたところですが、医師等から事業主に的確に指導事項が伝達されるよう、令和 3 年 7 月 1 日より、母性健康管理指導事項連絡カード(以下「母健カード」という。)の様式を変更することとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する母健措置として医師等の指導により休業を必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給休暇制度を設けて取得させた事業主への助成金(以下「母健助成金」という。)について、要件等を変更し期限を延長することとしました。

つきましては、下記具体的な内容・留意点についてご理解の上、ポスター(別添 1)の掲示、リーフレット(別添 2)の配架等、貴会会員等への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 母健措置について

男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後 1 年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講ずることが事業主に義務付けられています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する母健措置(※)として、妊娠中の女性労働者が、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または、胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講ずる



ことを義務付ける措置があります。(※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。)

2 母健カードについて

事業主が、上記の母健措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。

このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母健カードの様式が定められており、利用を勧奨してきたところですが、令和3年7月1日より様式を変更いたします。

3 母健助成金について

新型コロナウイルス感染症に関する母健措置として、医師からの指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を事業主が整備して労働者に周知し、当該休暇を取得させる期限について、今般、要件等を一部変更の上、令和4年1月31日まで延長することとしました。母健助成金の支給申請に当たり、母健カード等医師等の指導事項が分かる資料が添付書類となりますので、引き続き御留意ください。

<添付資料>

- ・母健措置及び母健カードに関するポスター（別添1）
- ・母健措置及び母健カードの詳細について（別添2）
- ・母健措置に関するQ&A（別添3）
※Q&Aは不育症でお悩みの方にも対応しています。
- ・新型コロナウイルスに関する母健措置に関する助成金（別添4）

<参考資料>

- ・女性労働者の母性健康管理のために(厚生労働省 HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html
- ・働く女性の母性健康管理に関するQ&A(厚生労働省 HP)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000764004.pdf>
- ・職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について(厚生労働省 HP)
※新型コロナウイルス感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html